

国の支援、高齢者から子ども、女性へシフト

知らなきや損する

国の今後の方向性を示す2017年度の予算が先月成立しました。今年度予算の特徴としては、国の支援が、高齢者から子どもや女性に移った点があげられます。高齢者に関しては、「高所得者」の医療費などの負担が増加し、専業主婦世帯を優遇する税制の見直し(配偶者控除の適用年収を150万円

■高額療養費制度の自己負担限度額(医療費が100万円の場合の月額負担)

(単位円)	69歳以下		70歳以上					
	現行	限度額(世帯)	現行		2017年8月~		2018年8月~	
			外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)
年収(目安)								
1160万~		25万4180 (14万100)	4万4400	8万7430 (4万4400)	5万7600	8万7430 (4万4400)	25万4180 (14万100)	
770万~ 1160万		17万1820 (9万3000)					17万1820 (9万3000)	
370万~ 770万		8万7430 (4万4400)	1万2000	4万4400	1万4000 (年間上限 14万4000)	5万7600 (4万4400)	8万7430 (4万4400)	
~370万 (一般)		5万7600 (4万4400)					1万8000 (年間上限 14万4000)	
住民税 非課税		3万5400 (2万4600)	8000	1万5000、 2万4600	据え置き			

※()内は、4回目からの負担額

に引き上げ)や子育て世代の教育費を応援する「給付型奨学金」の創設などが行われます。

国の予算の最大の支出項目が「社会保障費」です。高齢者の増加による社会保障費の自然増を抑えるために、さまざまな見直しが行われます。その一つが、70歳以上の人の「高額療養費制度」の改正です。

高額療養費とは、医療機関に1カ月(暦月)に支払う自己負担限度額(以下、自己負担)が一定額を超えると、超えた部分の額の払い戻しが受けられる公的医療保険の制度です。70歳以上については、現役世代(70歳未満)と異なり、外来の受診が多くなることなどから、外来に上限が設けられ、「外来」と「入院+外来」で自己負担が異なります。外来だけの場合は、個人ごとに自己負担が適用され、入院と外来の両方がある場合は、世帯合算で自己負担を計算する仕組みです。

図のような場合、住民税非課税については、現行と変わりませんが、住民税課税で年収(目安)が370万円までの「一般区分」について、個人の外来の自己負担1万2000円が、2017年8月から1万4000円に、世帯限度額は、4万

4400円から5万7600円になります。年収が370万円以上では、現行は、外来4万4400円が、2017年8月から5万7600円です。一方、世帯限度額は、2017年8月からは現行と同じで8万7430円ですが、2018年8月からは、現役世代と同様に収入による格差がつくことになります。

また、介護保険についても介護サービスを受ける際の高所得者の自己負担割合が見直されます。介護サービスの利用者負担割合は、単身の場合、年金収入等が280万円(目安)未満の場合が1割負担、年金収入等が280万円以上の場合2割負担ですが、2018年8月から、年金収入等が340万円以上の場合3割負担となります。

さらに、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料についても今年度中に見直されます。この点は次回解説しますが、「高所得者」の高齢者に対して、医療費などの負担が増加することを覚えておきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00